

地方の道路整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、政権交代以降、「コンクリートから人へ」の理念の下、公共事業関係費（国土交通省所管分）を大幅に削減し、地方向けの補助・交付金においても、平成 22 年度は対前年度比約 18%削減し、更に平成 23 年度は対前年度比約 3%削減している。

また、国は「ひも付き補助金」を廃止し、地方の自主財源に転換するとの方針の下、地方にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成 22 年度に社会資本整備総合交付金、平成 23 年度には地域自主戦略交付金を創設した。

このような中、本県においても道路関係の国からの交付金等の配分は、昨年度は対前年度比約 20%の削減、更に今年度も東日本大震災の執行留保分を含めると対前年度比約 17%削減と、この 2 年間で約 34%（120 億円）が削減されている。

このように、地方へ税財源を移譲することなく、自由度の向上と創意工夫の名の下、交付金総額が大幅に削減されると、高い自由度をもって地方が真に必要なとする基盤整備を滞りなく進めることは困難になると言わざるを得ない。

特に、本県では、平成 28 年度の完成を目指し事業を推進している J R 鹿児島本線等連続立体交差事業について、本年度から事業完了までの 6 箇年間で約 300 億円を集中的に投資し進めていく必要がある。しかしながら、現在の交付金の配分方法ではこのような限られた期間に、巨額の集中投資を必要とする事業を円滑に進めていくことは困難である。

県民の移動や物資の輸送のほとんどを自動車交通に依存している本県では、このような状況が続けば、最も重要な社会基盤である道路の整備が進まず、県民生活や経済・社会活動に大きな支障が生じることが危惧される。

よって、国におかれては、地方の実情を十分踏まえ、地方の道路整備が着実に推進されるよう、下記の項目が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方分権の名の下、予算削減を行うことなく、地方が真に必要なとする道路整備を、高い自由度をもって着実に推進できるよう、必要な予算総額を確保すること。
 - 2 限られた期間に巨額の集中投資が必要となる事業（連続立体交差事業等）については、別枠での予算措置も含め円滑に事業が実施できるような制度設計を行うこと。
 - 3 交付金の配分については、道路整備が遅れている地方に特段の配慮を行うこと。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 7 月 1 日

熊本県議会 議長 馬場 成志

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
国土交通大臣	大島章宏様